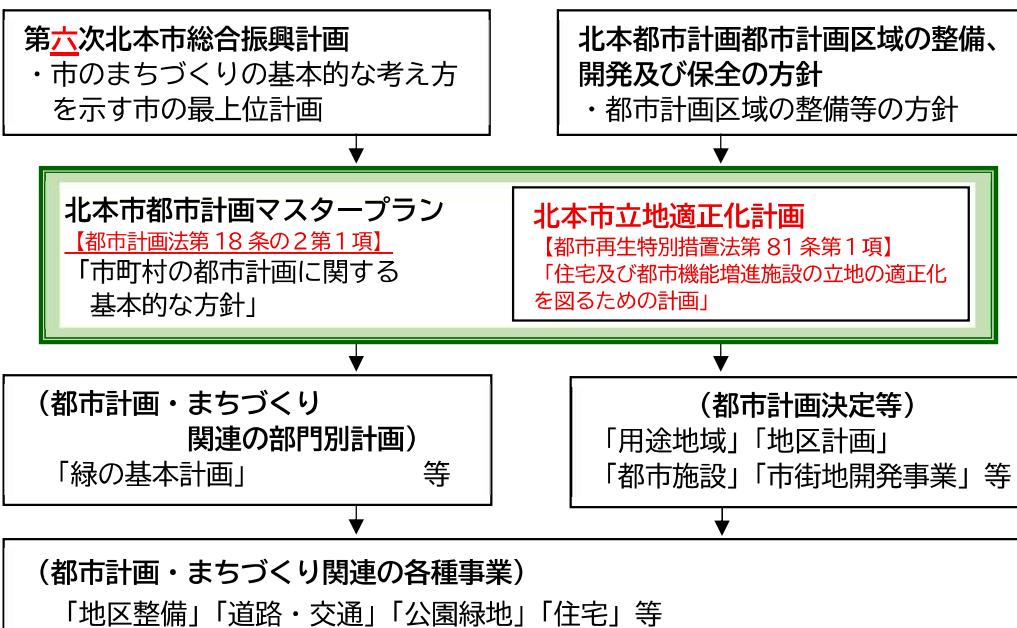
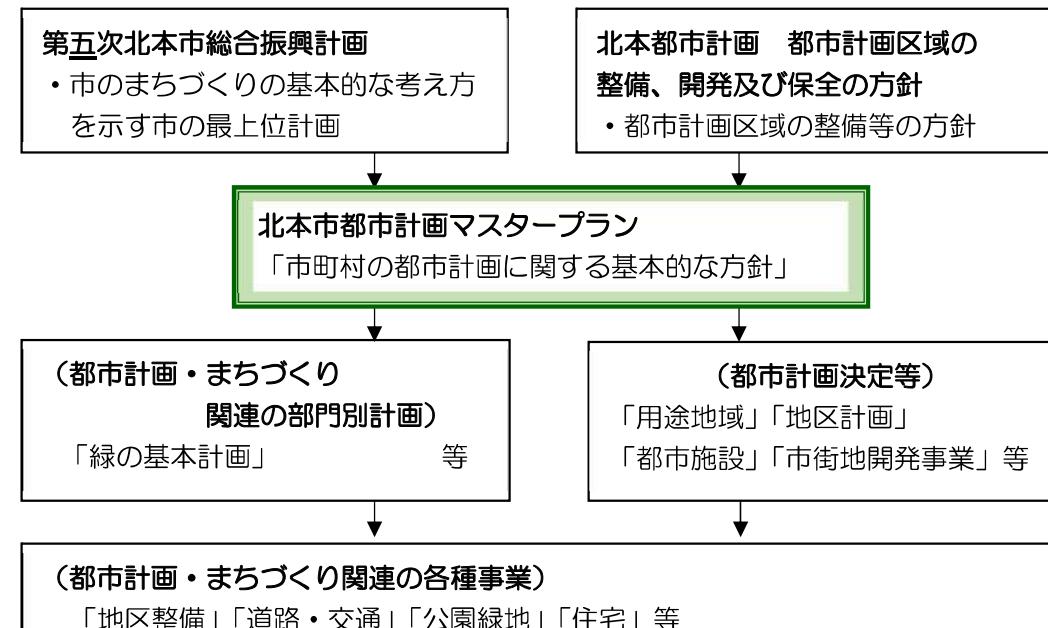


北本市都市計画マスタープラン（案） 新旧対照表（令和7年11月版）

【改定理由】①上位・関連計画との整合性確保 ②市の関連施策との整合性確保 ③状況の変化に応じた文言や図の修正 ④統計数値等の時点修正

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割 1-1 都市計画マスタープランとは	<p>都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都計画法第18条の2に定められ、住民の意見を反映しながら市町村が策定する法定計画です。</p> <p>都市計画マスタープランは、<u>議会の議決を経て定められた</u>市町村の建設に関する基本構想（<u>本市</u>の場合は「<u>第六次北本市総合振興計画</u>」）及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（県が策定するもの）を上位計画として、その内容に即して策定することとされています。</p> <p>都市計画マスタープランは、市のまちづくり関連の部門別計画や各種都市計画決定、都市計画・まちづくり関連の各種事業を行う上での前提となる計画<u>です</u>。</p>	<p>第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割 1-1 都市計画マスタープランとは</p> <p>都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、<u>都計画法第18条の2に定められ、住民の意見を反映しながら市町村が策定する法定計画です。</u></p> <p>都市計画マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想（<u>北本市</u>の場合は「<u>第五次北本市総合振興計画</u>」）及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（県が策定するもの）を上位計画として、その内容に即して策定することとされています。</p> <p>都市計画マスタープランは、市のまちづくり関連の部門別計画や各種都市計画決定、都市計画・まちづくり関連の各種事業を行う上での前提となる計画<u>になります</u>。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒都市マスの位置づけについて都計画法に基づく記載に変更 ⇒第六次総合振興計画の策定を反映</p> <p>※表現の精査・見直し</p>	
2 	<p>第六次北本市総合振興計画 ・市のまちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画</p> <p>北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・都市計画区域の整備等の方針</p> <p>北本市都市計画マスタープラン 【都計画法第18条の2第1項】 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」</p> <p>北本市立地適正化計画 【都市再生特別措置法第81条第1項】 「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」</p> <p>(都市計画・まちづくり関連の部門別計画) 「緑の基本計画」等</p> <p>(都市計画・まちづくり関連の各種事業) 「地区整備」「道路・交通」「公園緑地」「住宅」等</p> <p>図. 都市計画マスタープランの位置づけ</p>	1 	<p>第五次北本市総合振興計画 ・市のまちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画</p> <p>北本都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・都市計画区域の整備等の方針</p> <p>北本市都市計画マスタープラン 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」</p> <p>(都市計画・まちづくり関連の部門別計画) 「緑の基本計画」等</p> <p>(都市計画決定等) 「用途地域」「地区計画」「都市施設」「市街地開発事業」等</p> <p>(都市計画・まちづくり関連の各種事業) 「地区整備」「道路・交通」「公園緑地」「住宅」等</p> <p>図. 都市計画マスタープランの位置づけ</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒第六次総合振興計画および立地適正化計画の策定を反映</p>

新 頁	本文	旧 頁	本文	改定理由
3	<p>1-2 都市計画マスターplanの見直しの必要性</p> <p>本市では、平成 11 年 3 月に「北本市都市マスターplan」を策定し、平成 21 年の中間見直しを経て、令和 2 年 3 月に全面改定を行い、これまで「縁にかこまれた健康な文化都市～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」を目指し、計画的なまちづくりを行ってきました。</p> <p>そして、この度令和 17 年度を目標年次とする「第六次北本市総合振興計画」の策定やデーノタメ遺跡の国の史跡指定とそれに伴う都市計画変更、社会情勢の変化等に対応するため、都市計画マスターplanを見直すこととしました。</p> <p>今回の見直しは、令和 2 年 3 月の全面改定以降の動向に対応することを主な目的とし、基本的には、従前の都市計画マスターplanの考え方を継承するものとします。</p>	2	<p>1-2 都市計画マスターplanの見直しの必要性</p> <p>北本市では、平成 11 年 3 月に「北本市都市マスターplan」を策定し、平成 21 年に中間見直しを行い、これまで「みんなではぐくむ『みどり』の北本」の実現に向けて、まちづくりを推進してきました。</p> <p>平成 29 年 3 月に、令和 7 年度を目標とする「第五次北本市総合振興計画」が策定されましたが、都市計画マスターplanは総合振興計画に即して作成するものと定められているため、これに合わせて見直しが必要となります。</p> <p>また、中間見直し後、概ね 10 年が経過し、北本市でも人口減少・少子高齢化が進行していることや、安全・安心に配慮したまちづくりの必要性の高まりなどを背景に、都市づくりの目指すべき方向性を見直す時期が来ています。</p> <p>このようなことから、都市計画マスターplanの見直しを行うこととしました。</p>	<p>③状況の変化に応じた文言や図の修正 ⇒第六次総合振興計画の策定や R2.3 改定以降の動向を踏まえて修正</p> <p>※表現の精査・見直し</p>
	<p>1-3 計画期間</p> <p>都市計画マスターplanの上位計画である「第六次北本市総合振興計画」では、今後 10 年間のまちづくりの方向性を定めるため、計画期間を令和 17 年度までとしています。また、上位に位置づけられる「北本市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、目標年次について、おおむね 20 年後の都市の姿を展望して定めるものとしています。</p> <p>こうした考え方を踏まえ、都市計画マスターplanは、「第六次北本市総合振興計画」との足並みを揃えるとともに、さらに長期的な視点からまちづくりを捉えた計画とするため、計画期間を令和 27 年度までとします。</p>			<p>①上位・関連計画との整合性確保 ⇒第六次総合振興計画を踏まえ、計画期間を追加</p>